２　前項の炭素生産性は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる式により計算する。

一　設備の導入後における事業所の炭素生産性

設備を導入する事業所の導入後の付加価値額÷設備を導入する事業所の導入後のエネルギー起源二酸化炭素排出量

二　設備の導入前における事業所の炭素生産性

設備を導入する事業所の導入前の付加価値額÷設備を導入する事業所の導入前のエネルギー起源二酸化炭素排出量

三　設備の導入前における事業者全体の炭素生産性

設備の導入前における事業者全体の付加価値額÷設備の導入前における事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量

３　前項各号の式中の付加価値額は、次に掲げる式により計算する。ただし、「営業利益」とあるのは、「売上総利益」と読み替えて適用することができるものとし、これに加えて業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。

営業利益＋人件費＋減価償却費

４　第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。なお、当該数値の算定に当たっては、他人から供給される電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定に用いる電気の排出係数については、小売電気事業者ごとの調整後排出係数を用いることができるものとし、無効化した国内認証排出削減量（他者へ移転した量を差し引いたもの）又は海外認証排出削減量を当該数値から差し引くことができるものとする。

一　事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。次号において「省エネ法施行規則」という。）様式第９指定―第10表１の「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として同表備考１の規定により計算される数値

二　事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量　省エネ法施行規則様式第９特定―第12表１の「事業者全体」における「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として同表備考３及び備考４の規定により計算される数値

５　第一項第二号及び第二項第三号において「事業者全体」とあるのは、「設備を導入する事業所で営む事業と同種の事業を営む事業所全体」と読み替えて適用することができる。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。

附　則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第二号

経営力向上に関する命令及び中小企業等経営強化法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

（経営力向上に関する命令の一部改正）

第一条　経営力向上に関する命令（平成二十八年内閣府、厚生労働省、国土交通省、総務省、農林水産省、財務省、経済産業省、令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（経営力向上計画の認定の申請）	（経営力向上計画の認定の申請）
第二条　法第十七条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする特定事業者等は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。	**第二条**　法第十七条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。
２　法第十七条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする特定事業者等は、法第二条第十項に規定する事業承継等（同項第九号に掲げるものを除く。）のうち、中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和三年厚生労働省、経済産業省告示第一号）第４の２の二のロ⑴①に掲げる取組を行う場合であって、同項第七号に掲げる事業又は資産（土地及び家屋に限る。	２　法第十七条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、法第二条第十項第七号に掲げる事業又は資産（土地及び家屋に限る。次条第二項において同じ。）の譲受けを行う旨を記載する場合にあっては、前項の規定は適用しない。この場合には、様式第二による申請書を、当該事業を行う事務所又は当該資産が所在する都道府県（次項並びに次条